（排水設備の設置の承認）

第十二条の十　汚水を公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備を第十二条の五第三項の規定による同意に係る建築物以外の建築物に設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の承認を受けなければならない。

2　前二条の規定は、前項の規定により承認を受けた者について準用する。

（使用の開始の届出）

第十二条の十一　汚水を公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備が設置されている建築物の占有者は、当該建築物に係る公共浄化槽の使用を開始したときは、環境省令で定めるところにより、当該公共浄化槽の使用を開始した日から三十日以内に、その旨を市町村に届け出なければならない。

（排水設備等の検査）

第十二条の十二　市町村は、公共浄化槽の機能及び構造を保全し、又は公共浄化槽から公共用水域等に放流される水の水質を第四条第一項の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして他人の土地又は建物に立ち入り、排水設備その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2　前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（使用制限）

第十二条の十三　市町村は、公共浄化槽に関する工事を施工する場合その他やむを得ない理由がある場合には、当該公共浄化槽の使用を一時制限することができる。

2　市町村は、前項の規定により公共浄化槽の使用を制限しようとするときは、使用を制限しようとする期間及び時間制限をする場合にあつてはその時間をあらかじめ関係者に周知させる措置を講じなければならない。

（料金）

第十二条の十四　市町村は、条例で定めるところにより、公共浄化槽の使用に係る料金を徴収することができる。

2　前項の料金は、次の原則によつて定めなければならない。

一　汚水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。

二　能率的な管理の下における適正な原価を超えないものであること。

三　定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四　特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

（他人の土地の立入り）

第十二条の十五　市町村又はその命じた者若しくは委任した者は、公共浄化槽に関する調査、測量若しくは工事又は公共浄化槽の管理のためやむを得ない必要があるときは、他人の土地に立ち入ることができる。

2　前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3　第一項の規定により宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に立ち入ろうとするときは、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4　日出前及び日没後においては、占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5　第一項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6　土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

7　市町村は、第一項の規定による立入りによつて損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

（排水設備の使用の廃止）

第十二条の十六　汚水を公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備が設置されている建築物の所有者は、当該排水設備の使用を廃止してはならない。ただし、当該建築物を撤去する場合その他環境省令で定める場合は、この限りでない。

2　前項本文の建築物の所有者は、同項ただし書に規定する場合において、排水設備の使用を廃止しようとするときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村に届け出なければならない。

（条例で規定する事項）

第十二条の十七　この法律又はこの法律に基づく命令で定めるもののほか、公共浄化槽の設置及び管理に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

第四十八条第二項第三号中「設置」の下に「及び浄化槽管理士に対する研修の機会の確保」を加える。

第四十九条を次のように改める。

（浄化槽台帳の作成）

第四十九条　都道府県知事は当該都道府県の区域（保健所を設置する市及び特別区の区域を除く。）に存する浄化槽ごとに、保健所を設置する市又は特別区の長は当該市又は特別区の区域に存する浄化槽ごとに、次に掲げる事項を記載した浄化槽台帳を作成するものとする。

一　その浄化槽の存する土地の所在及び地番並びに浄化槽管理者の氏名又は名称

二　第七条第一項及び第十一条第一項本文の水質に関する検査の実施状況

三　その他環境省令で定める事項

2　都道府県知事は、浄化槽台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対し、浄化槽に関する情報の提供を求めることができる。

3　前二項に規定するもののほか、浄化槽台帳に関し必要な事項は、環境省令で定める。

第五十六条を削り、第五十五条を第五十六条とし、第五十四条を第五十五条とし、第五十三条の次に次の一条を加える。

（協議会）

第五十四条　都道府県及び市町村は、浄化槽管理者に対する支援、公共浄化槽の設置等、浄化槽台帳の作成その他のその都道府県又は市町村の区域における浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し必要な協議を行うため、環境省令で定めるところにより、当該都道府県又は市町村、関係地方公共団体及び浄化槽管理者、浄化槽工事業者、浄化槽清掃業者、第四十八条第一項の登録を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、指定検査機関その他の当該都道府県又は市町村が必要と認める者により構成される協議会（次項及び第三項において単に「協議会」という。）を組織することができる。

2　協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3　前二項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五十七条第一項中「第十一条第一項」を「第十一条第一項本文」に改める。

第六十四条中第十一号を第十六号とし、第三号から第十号までを五号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の五号を加える。

三　第十二条の八第三項（第十二条の十第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

四　第十二条の十第一項の規定に違反して承認を受けないで排水設備を設置した者

五　第十二条の十二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六　第十二条の十五第六項の規定に違反して土地の立入りを拒み、又は妨げた者

七　第十二条の十六第一項の規定に違反して排水設備の使用を廃止した者